

ハイライト:

・平成18年度税制改正について

2006年3月

## たっくすニュースフラッシュ

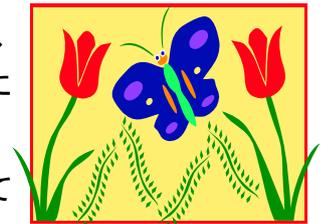
税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成18年度税制改正について	1

### ご挨拶

まもなく待ちこがれていた春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。



第25号では、平成18年度税制改正案について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

### 平成18年度税制改正について

#### ◆定率減税の廃止 (T\_T)

平成17年度の税制改正で半分縮小が決定されていた定率減税制度ですが、平成18年度をもって完全廃止とされます。

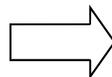
現行 (H18年度分)	改正後 (H19年度～)
所得税の額の10%相当額 (上限12.5万円)	完全廃止
個人住民税所得割額の7.5%相当額 (上限2万円)	完全廃止

#### ◆所得税等の税率構造の改正

##### ・所得税

現在

課税所得	税率
330万円以下	10%
～990万円以下	20%
～1,800万円以下	30%
1,800万円超～	37%



改正後 (H19年度～)

課税所得	税率
195万円以下	5%
～330万円以下	10%
～695万円以下	20%
～900万円以下	23%
～1,800万円以下	33%
1,800万円超～	40%

## ・住民税

課税所得にかかわらず一律に(都道府県民税+市町村民税)=10%とされます。

現行			改正後 (H19年度分～)		
課税所得	都道府県民税率	市町村民税率	課税所得	都道府県民税率	市町村民税率
200万円以下	2%	3%	一律	4%	6%
～700万円以下	2%	8%			
700万円超～	3%	10%			

### ◆住宅関連税制

#### ・住宅資金にかかる相続時精算課税制度の特例延長 (^\_^)

親から住宅取得資金として受け取る場合には、通常の相続時精算課税制度の2,500万円の枠に1,000万円を加えた3,500万円まで非課税枠を拡大する制度の適用期間が2年間延長されます。

なお、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算特例(いわゆる5分5乗方式)は、経過措置の期限(平成17年12月31日)をもって廃止されています。

#### ・地震保険料控除制度の創設

損害保険料控除を見直し、下記の地震保険料控除が創設されます。

居住用家屋、生活用動産を保険又は共済の目的とし、且つ地震等を原因とする火災等による損害にかかる地震等相当部分の保険料又は掛金の金額(最高5万円)が所得控除されます。

但し、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料に関しては、従前の損害保険料控除制度が適用されます(最高1.5万円)。

#### ・耐震改修工事にかかる特別控除制度の創設 (^\_^)

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、居住用家屋の耐震改修工事をした場合、その年の所得税額からその耐震改修工事費用の10%相当額(20万円限度)を所得税から控除します。

### ◆その他

#### ・公示制度の廃止 (^\_^)

個人情報保護法の観点から以前より問題が指摘されていましたが、平成18年4月1日以後高額納税者の公示制度が廃止されることになりました。

#### ・寄附金控除の適用下限額の引き下げ (^\_^)

寄附金控除の適用下限額が現在の1万円から5千円へと引き下げられます。寄附する側の税負担が少し軽くなります。

### 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

Fax 048-834-1594

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい  
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。